新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)抜粋

(令和2年3月19日時点版)

<休業させる場合の留意点>

- 問 1 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。
- 答 1)新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合っていただき、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いします。

なお、賃金の支払いの必要性の有無などについては、個別事案ごとに諸事情を総合的に 勘案するべきですが、労働基準法第 26 条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の 場合には、使用者は、休業期間中の休業手当(平均賃金の 100 分の 60 以上)を支払わな ければならないとされています。

また、労働基準法においては、平均賃金の 100 分の 60 までを支払うことが義務付けられていますが、労働者がより安心して休暇を取得できる体制を整えていただくためには、就業規則等により各企業において、100 分の 60 を超えて(例えば 100 分の 100) を支払うことを定めていただくことが望ましいものです。この場合、支給要件に合致すれば、雇用調整助成金の支給対象になります。

※ 不可抗力による休業の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業 手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは、①その原因が事業の外部より 発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお 避けることのできない事故であることの2つの要件を満たすものでなければならない と解されています。例えば、自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させること が可能な場合において、これを十分検討するなど休業の回避について通常使用者として 行うべき最善の努力を尽くしていないと認められた場合には、「使用者の責に帰すべき 事由による休業」に該当する場合があり、休業手当の支払が必要となることがあります。